

広報 ながさき

昭和61年

3月25日発行

第383号

発行所 福岡県遠賀郡遠賀町役場

編集企画調整係

印刷 冷牟田印刷合資会社



3月13日 今古賀にて



建設省では、毎年四月を河川美化月間と定めて、住民の方々に川をきれいにしていただくように呼びかけています。

川にはいろいろな水が流れ込んでいます。山や田畑に降った雨水や、工業排水や畜舎排水、そして、皆さんの家庭から出される生活排水などで、川の水はだんだん汚れて来ています。遠賀川の水は、九州の川の中でも、水質の悪さでは、毎年ワースト（最悪）五位以内に入っています。しかも、その川の水は、皆さんの大切な飲料水となっています。このままでは、川の水は、飲めなくなるでしょう。

川は、そこに住む、みんなの財産であり、子供や孫に残していくものです。これからの、いろいろな運動を一緒にやっていきましょう。

* 4月の税金 *

軽自動車税
固定資産税（1期分）

納期 4月16日（水）～30日（水）

この社会 あなたの税が 生きている

人のうごき

（2月の住民基）
本台帳から

人口	16,097	人	(-16)
男	7,704	人	(-7)
女	8,393	人	(-9)
世帯数	4,544	戸	(+2)
転入	36	人	53
転出	9	人	8

() 内は前月比

訂正とおわび

前号の1ページ「確定申告を間違えたとき」の中で、「更正の請求ができるのは昭和61年の3月までです」とあるのは、「昭和62年の3月までです」。訂正し、おわび申し上げます。

みんなで賄おう 日本の血液

4月1日スタート 新しい献血制度



「人生八十年型社会」——わたしたちは今、かつて経験したことのない長寿時代を迎えています。同時に、医療の進歩によって、一昔前ならば、体力のない高齢者は受けられなかった手術も、今では可能になりました。そのため今の献血制度ではすでに、すべての血液製剤を国民の献血だけでは賄い得ない状況になっています。そこで、血液の安定確保を目指し、四月一日から献血制度が生まれ変わることになりました。

あなたが選択 三つの献血方法

昭和六十年の献血者は全国で約八百七十万人。全人口の約七・二%の献血率は、世界でもトップレベルを誇ります。しかし、一回当たりの献血量「二百ミリリットル」は、世界でも最少量のレベルです。そのため多くの善意にもかかわらず、医療用の血液は不十分なが現状です。このため、今回の改正では、従来の「二百ミリリットル献血」に加え、新たに「四百ミリリットル献血」と血液中の特定成分だけを採血する「成分献血」

が導入されました。その結果、四月一日からはこれら三つの中からどれかを選んで献血できるようになります。

四百ミリリットル献血 安全性は実証済み

血液の安定確保と、輸血による肝炎などの感染やそのほかの副作用を減らすために生まれたのが、四百ミリリットル献血です。

例えば千二百ミリリットルの輸血は二百ミリリットル献血では六人分の血液が必要です。ところが、四百ミリリットル献血の場合、三人分で輸血が済みます。少ない人数で必要量が確保できると同時に、一方で数多くの血液を混ぜ合わさなくてすむので、輸血による副作用を減らすことができるのです。つまり、量の確保と安全性が得られる採血方法なのです。

四百ミリリットル献血は、日本人と同じぐらいの体格をした東南アジア諸国の人たちのほか、世界各国でかなり前から行われており、医学的にもその安全性は十分に確認されています。

成分献血 必要な成分を採血する

成分献血とは血液中の血漿(けっしょう)あるいは血小板(けっしょうばん)だけを採血する方法です。

なぜ、このような採血方法が必要なのかというと、血漿成分からつくる血漿分画製剤が現在の医療になくはならないものだからです。しかし今、この製剤をつくる血漿は国内で確保できないのです。そのため、その製剤や血漿の九〇%以上を外国に頼っています。医療に必要なこの製剤を国内でつくるためにも、成分献血はなくてはならない採血方法なのです。

血漿分画製剤

血漿分画製剤とは、血液中の血漿成分をさらに個々の成分に分離・精製したものです。この製剤は必要な成分だけを使用するものですが、日本の献血だけで確保する

成分採血は世界各国、そして国内のためには、今の献血制度では、数倍の献血者が必要です。そのため輸入した製品や血漿を通し、エイズ(後天性免疫不全症候群)に感染するという問題が発生しました。いま、国民の必要とする血液は国民の献血による血液で確保することがせまられています。

昭和61年度献血日程表

6月19日	10時～16時	役場玄関前
9月19日	10時～12時	浅木ショッピング前
	13時～16時	
12月17日	10時～16時	役場玄関前
	10時～16時	遠賀郡農協本所前
3月19日	10時～16時	役場玄関前

(昭和62年)

健康な時に献血を

大病院・総合病院ですすでに行われていて、安全性は十分に確認されています。

今回の四百ミリリットル献血と成分献血の導入は、医療に必要な血液製剤すべてを献血から確保する努力の第一歩なのです。

健康な時に献血し、必要な時に血液製剤を使った医療を受ける——あなたのさしのべた腕が尊い生命を守ります。

新しくなった献血制度にぜひご協力ください。

緑の羽根募金運動

あなたの胸に緑の羽根を
街や山に緑を増やそう

緑を代表する森林。その機能が十分に果たされていない地域で発生する洪水や土砂崩れなどの災害は、日ごろ忘れがちな緑の大切な役割を改めてわたしたちに教えてくれます。

また、真夏の太陽の下でも、森林は絶えず清水を流し出してくれますし、強風や飛砂から農地や住宅を守ってくれます。

このように、緑あふれる野山は、わたしたちの暮らしにとって欠くことのできないものなのです。

緑の羽根は

緑づくりへの

協力のあかし

緑の羽根で親しまれている緑化募金運動は、皆さんの善意で集められ



町の木「モクセイ」



福岡県緑化推進委員会

ご協力ください

緑の羽根募金

- ・羽根 50円
 - ・シオリ 300円
 - ・タイタック 500円
 - ・タイピン 1,000円
- 役場産業課に募金箱を備えています。

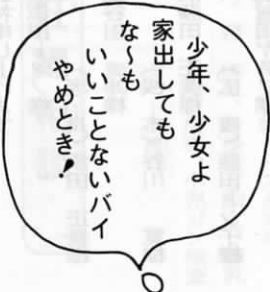
たお金を、国や地域の緑化の資金として役立たせるものです。募金活動は、町、地域の小・中・高校生、婦人会、緑の少年団などの皆さんたちが中心となって、ボランティアで繰り広げられます。街頭で募金箱を手にした人たちを見かけたら、ぜひあなたの善意をお分けください。代わりにあなたの胸に、豊かな緑づくりへの協力のあかしとして、緑の羽根がプレゼントされます。

揺れる心を

受け止めてあげよう

家出少年発見保護活動強化月間

進級、卒業、友達との別れ。少年たちにとって、早春の三月は、希望の季節の到来でもあります。その心は期待と不安に揺れ動いています。毎年この時期になると少年少女の家出が多くなり、そしてそれが非行へとつながるケースが増えていくのです。



家出は 非行への入口

しかられたり、おもしろくないからと家出する少年たち。とりわけ最近の中学生に増えているのが、友達と二人で家出するケースです。



家庭での心配りで 家出を防ごう

家出中に暴力団に狙われて売春をしていた中学校の女生徒もいるなど、犯罪の被害者になることも珍しくありません。「少年の家出は非行への入口」といってもいい過ぎではないでしょう。

少年たちを家出に駆りたてる背景には、本人の心の問題をはじめ、いろいろな要因があげられるでしょうが、やはり家庭環境が大きなキー・ポイントといえます。

〈データ〉
昭和六十年三月から四月までの一か月間に実施した春の「家出少年発見保護活動強化月間」中に警察が発見・保護した家出少年は約五千五百人。そのうち三割が中学生です。動機で一番多いのは「遊びくせ」からの家出で、次いで親子間・家庭のトラブルなどによる「家庭問題」、「異性問題の悩み」の順です。

環境が似ていたり、相手に同情したりといったことからなのでしょう。「二人なら怖くないか。」というところなどはありません。家出は、何人いても危険がいっぱいなのです。家を出たものの、たちまちお金がなくなりおなかがすいて、

- 少年たちの未来を暗く閉ざさないために、ぜひ家庭で次のような心くばりをお忘れなく、
- 子供の悩みごとについて、いつでも気楽に話しあえる親子関係を。
- 現実から逃げるのではなく、耐えてがんばる勇気が大切なことを教える。
- ふたから子供の持ち物や言葉遣い、態度などに注意をはらう。
- 子供の外出先を常に確かめ、帰宅時間を守らせるようにする。子供の友人関係をよく知っておくことも大切で、親同士でときどき連絡をとりあう。
- 子供が進学や就職試験に失敗しても、思いやりのある態度で接し、挫折感に陥らないように配慮を。

お知らせ コーナー



〈彫刻〉 境 貢

自然の営みを認識するものは、自然のままに生きていくし、人間の営みを認識するものは、自然の知能で認識したことによって、知能の及ばないところを補い育てていく。
「莊子」より

第3回遠賀町民体育大会

走ろう大会の結果

3月9日、総合運動公園グラウンド周回コースで第3回走ろう大会が開かれました。各部の優勝者は、次のみなさんです。



◎男子
小三・四年の部 小城 憲司 東和苑
小五・六年の部 加来 孝之 鬼津

中一の部 松本 憲昌 広渡
中二・三年の部 大場 幸治 島津
30〜39歳の部 国行 史朗 東和苑
40〜49歳の部 松尾 正三 浅木
父・子の部 田中世津雄・健治遠賀川

◎女子
小三・四年の部 丸井 香織 老良
小五・六年の部 野口 早苗 尾崎
中一の部 棚橋あゆみ 芙蓉
中二・三年の部 篠村 君代 東和苑
30〜39歳の部 三原 静江 鬼津
40歳以上の部 田坂三恵子 新町

怖いのは消したつもりと消えたはず

愛の贈物

香典返し

次の方々から、遠賀町社会福祉協議会にご寄付いただきました。

心から故人のご冥福をお祈りし、厚くお礼申し上げます。

故添田トメノ様

(老良) 添田 正豊様

故谷川 ツル様

(浅木) 谷川 寛様

故藤田 正美様

(広渡) 藤田トシ子様

故村田ヤスノ様

(木守) 村田 幸則様

故神谷 範様

(別府) 神谷美智子様

昭和六十一年度

小・中学校入学予定者の保護者の方へ

二月以降に転入された方で、また就学通知書を受取られていない方は、教育委員会学務課 電話(293) 135 5までご連絡ください。

町営住宅入居者募集

- ▽場 所 虫生津西町(206号室)(401号室)
 - ▽募集戸数 二戸(第二種四階建耐火構造)三DK
 - ▽家賃 月七千円
 - ▽締切日 4月15日(期日厳守)
 - ▽資格 町内に住所または勤務場所を有する者
現に同居したは同居しようとする親族
 - ▽申込先 役場総務課管財係(申込用紙を備えています)
- がある者
収入基準が月収八万七千円以下である事
現に住宅に困窮していることが明らか

自由写真の部で佳作に

福岡県広報コンクール

先日行われた第22回福岡県広報コンクールの自由写真の部で遠賀町からの出品作品「雪の中を勇壮に」が三十七点の中から佳作に入賞しました。一昨



受賞作品

年の広報「おんが」の佳作入賞、昨年の功労表彰と三年連続の表彰を受け、これはひとえに町民のみなさまのご協力のたまものと感謝しております。
四月からは、今後もさらに親しまれ、役に立つ広報作りに精進いたします。





ハレーすい星と 夜景観賞会

馬頭岳ハイキングコースの展望台で
すばらしい夜景観賞会を行います。

この時期には午前0時頃から東南の
空に肉眼でも見えるそうです。

なお、ハレーすい星観測は夜更けて
すのでテント泊りになります。

▽日時 4月5日(土)～6日(日)
集合17時30分 役場玄関前

▽下山時間・夜景観賞者のみ5日20時
・すい星観測者6日7時30分

▽対象者 すい星観測者のみ小学生以
上で定員二十名

▽主催 遠賀山友会
▽持参品 懐中電燈、手袋、セーター、
ヤッケ、すい星観測者はそ
の他寝袋、タオル、ビニ
ール袋、し好品を持参のこと

▽コース ・役場玄関前(車利用)
・百合野(徒歩)・展望台(徒
歩)・百合野(車利用)・役場前

解散
▽その他 観測器具は各自で準備
雨天の場合は中止

申込みは、4月2日までに教育委員
会社会教育課 ☎(293) 1355

申込み。

申込み。

申込み。

申込み。

中間・遠賀地区 少年の船 スタッフ募集

▽期日 8月8日(金)～8月12日
(火) 4泊5日

▽目的地 沖繩本島

▽内容 船上での研修・船まつり
・沖繩での見学、研修など

▽主催 中間・遠賀地区少年の船実
行委員会

▽募集人員 三十名(高校生以上)

▽募集締切 5月31日(土)

▽申込先 船津丸秀樹 岡垣町南高
陽8組 ☎(282) 9
138

図書室 ニュース

一般図書

- 心だより
- 希う母のまなざし
- 過越しの祭
- 秀吉と武吉
- 伊達政宗 1. 2. 3
- おばあちゃんの編物 1～5
- 子供の「学力」を伸ばす法
- トヨタシステム
- 交通刑務所の朝
- 相続贈与の法律相談

- 久枝著 講談社
枝子著 フレーベル館
祐子著 新潮社
三郎著 朝日新聞社
庄八著 毎日新聞社
恭子著 PHP
安弘著 講談社
浩司著 恒友出版
勇治著 学陽書房

児童図書

- たけしくんハイ!
- グリムの昔話 1～3
- やさしく作れる日本の風
- 春のうたがきこえる
- 自転車冒険の旅103日
- 14ひきのさむいふゆ
- ふしぎなあの子
- 千成びょうたん
- こうすればうまくなるサッカー1～3

- 北野 武著 太田出版
和男著 ぎょうせい
里美著 ぎょうせい
ケイ著 ボプラ社
和男著 童心社
恒著 童心社
足日著 童心社
古沼 貞雄著 倍成社

10代の読書が一生につながるがあります。春休み、
本があなたを待っています。



広渡小学校2年
城田麻子さん

にんじん物語を読んで

にんじんという物語は、ルナルが
かいた、お母さんにあなたをうけられ
た男の子の話です。
どうして、にんじんかというところ、か
みのけが赤くてにんじんみたいだから
です。お母さんがあなたをうけるなん

て、もしもわたしたったら
きつといやです。
この中で一番おもしろかつ
たのは、にんじんのほんとう
が書いてあるところ。に
んじんはずっとお母さんの
たのまれたことを聞いていま
した。わたしは、お母さんの
たのみごとをよく聞いていた
と思えました。よくがんばれ
たな、と感心しました。

ころすなんていやです。こんなしごと
はわたしはとでもできません。
でもにんじんはたのまれたことをき
いてまでやりました。わたしは、かん
しんしました。わたしはそこまでが
なつてできるでしょうか。やっぱりで
きません。にんじんをえらいと思いま
した。そしてある日ににんじんは、はん
こうしました。いままでもお母さんのい
うことを聞いていたのがある日聞か
くなりませんでした。

おんが短歌会詠草

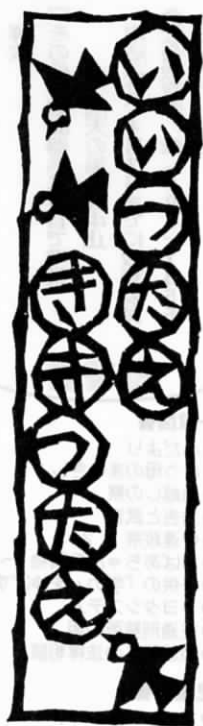
たのみごとというのは、たとえは夜
外にとりこやをしめにかされたり、
生きているうすよりも少し大きな鳥
のいきをとめることです。
わたしはお母さんからのたのまれても
せつたいにいやです。生きている鳥を

遠賀俳友会抄

にんじんは、もう大きくなったので
自分で決めようという気になったので
お母さんにはんこうしたのです。私が
次に読むのは、「こまったさんのスバ
ゲティ」です。これからもたくさん本
を読みたいと思います。

河中 靖喜 選
水の面に白く散りばう花かとも河口湖
のかもめ波にたゆたう 大場 房江
群鴉わが家の上を舞い飛ぶを不吉なり
しと追う声聞てゆ 高崎 その
待望の白髪松苗植え終えて一人静かに
べち力を唄う 織田ちかえ
立ち枯れし尾花にとまる綿雪のわずか
な風にも浮きて散りゆく 柴田 房
幼き日われを庇いし兄の忌を風邪に臥
しつつおもいておりぬ 白石 一夫

池田 幸利 選
片言の児にしゃべらする春炬燵
ゆかしくも満月臘梅屋敷裏 後藤藤代子
山際の一字傾き下萌ゆる 毛利すみれ
春めくや海の絵のある喫茶店 玉野 信彦
芍薬の芽にやはらかき雨の昼 三村 妙子
末永キミ枝



(終)

おきよ地蔵の由来

数日前からのもどり寒で、道路は凍につき、冷たい風が海の方から吹いてくる。時々風に混って白い雪が眼の前を暗くするようでした。

「お願いです、お願いです。お殿様をお願いいたします」

芦屋の方から垣崎へ向っていた殿様の行列に突然の直訴でした。

よくみると一人の老婆が、別に逃げようともせず一通の訴状を差し出すのでした。驚いた一行は、たちまちその訴人を捕えました。

寛政六年(一七九四年)遠賀地方は近年にない大旱魃でした。この近年うちづく水害や、蝗害などで稲作は不作つづきでした。それだけでなく、領主への上納米は容赦なく取立てられて、百姓たちは生活の苦しさにさいなまれていました。

遠賀川の洪水などや、治水の悪いことで島門、浅木地方では三年に一度位しか収穫できないような有



(版画 片山正信)

様でした。その上、労務規制は厳しく、例えば雨の日は蒔何枚、夜業で縄何尋作らねば、違反に対する制裁が厳しく、ある村では庄屋以下の人が夜逃げしたなどの事件もありました。

それでも村役人に対する訴願もできず、直訴すれば打首という時代でありました。

尾崎村庄屋徳七の母おきよは、気丈な女で、近郷近在の噂や百姓の生活の苦しきを見るにしのびず、問々の日を重ねておりましたが、たまたま藩主黒田の殿様が通られるのを知り、長井原附近で直訴に及んだのでありました。

殿様は直訴の実状を調査させましたが、直訴はもとより極刑ですから、おきよは泰然として刑に服しました。そればかりか、こうした刑をうけた者は墓を造ることも許されませんでした。そのうえ近所の人々も犠牲になった人でありながら、それを弔うこともできない有様でしたが、明治になってから村人たちが謀って、おきよの霊を弔うため地蔵菩薩の像を屋敷内に建てました。

以来、毎年八月二十三日の地蔵盆には近郷の人々によって、地蔵さまの前で盆踊の供養が続けられて今日に及んでおります。

烈婦おきよの霊の安からんことを祈る盆踊りの輪が揺れるたびに、おきよの勇敢な行動に対する人々の感謝の心が通うように思われました。

(間谷 高)

健康と衛生のページ

春の予防接種

予防接種の申込み方法

各予防接種の一週間前から前日まで
に印鑑を持参のうえ、保健衛生係に申
込みをして問診票と注意書を受領して
ください。問診票を受領されないと予
防接種は受けられません。

ツベルクリン

反応検査とBCG

▽接種日 ツベルクリン反応検査
4月2日(水)
BCG 4月4日(金)
▽時間 受付 13時10分～14時
接種 13時30分

▽場所 中央公民館

▽対象者 一度もツベルクリン反応検査とBCGを受けていない
生後3ヵ月～48ヵ月児

▽接種方法 ツベルクリン接種後48時間
間おいて判定、陰性者のみ
BCG接種

▽三種混合(ジフテリア、百日せき、破傷風)

▽接種日 4月11日(金)
5月8日(木)
6月4日(水)

6月27日(金)
▽時間 受付 13時10分～14時
接種 13時30分

▽場所 中央公民館

▽対象者
第一期 生後24～48ヵ月児
第二期 第一期終了後、12～18ヵ月
経過の幼児

▽接種方法
第一期 四回の内いずれか三回接種
第二期 四回の内いずれか一回接種

▽持参品 問診票、母子手帳
生後48ヵ月をすぎた幼児は二種混合
(ジフテリア、破傷風)で実施すること
もあります。

▽接種日 5月7日(水)

▽時間 受付 13時10分～14時
投与 13時30分

▽場所 中央公民館

▽対象者 生後3ヵ月～48ヵ月未満児

▽接種方法 六週間以上の間隔をおい
て二回投与

▽持参品 母子手帳、問診票
ポリオ投与を受けた場合は、5月8
日の三種混合は受けられません。

乳児相談

◎期日 4月2日(水)

▽時間 9時30分～10時30分

▽場所 役場保健室

▽対象者 生後7ヵ月～12ヵ月児

▽持参品 母子手帳、バスタオル

▽内容 体重、身長など測定、離乳
食など指導

▽料金 無料

◎期日 4月9日(水)

▽時間 9時30分～10時30分

▽場所 役場保健室

▽対象者 生後3ヵ月～6ヵ月児

▽持参品 母子手帳、バスタオル

▽内容 体重、身長など測定、離乳
食など指導、小児カン検査

▽料金 無料

セットの配布

妊婦相談

▽期日 4月7日(月)

▽時間 13時20分から、終了は15時
30分頃

▽場所 役場保健室

▽対象者 妊産婦

▽持参品 印鑑(母子手帳受領者のみ)

▽内容 産前産後の過ごし方、妊婦
体操、母子手帳交付

▽料金 無料

予防接種メモ

予防接種名	受ける年齢	受け方	実施時期
ポリオ生ワク (急性灰白髄炎 小児マヒ)	①生後三～四十八カ月の間。なるべく三～十八カ 月までが望ましい。 ②六週間以上おいて二回 ③春と秋(各一回)		
麻疹 (はしか)	①生後十二ヵ月から七十二ヵ月の間。なるべく十 八ヵ月から三十六ヵ月の間にすませること。 ②遠賀・中間医師会の病院で受ける。一回 ③七、八月を除いたおむね一年中		
三種混合 百日せき ジフテリア 破傷風	①二十四～四十八カ月の間 ②一期(三回)を三十六ヵ月の間で受ける。 二期(一回)を二期終了後、十二～十八カ月の 間に受ける。 ③春と秋(各四回)		
ツ反・BCG	①三～四十八ヵ月未満の間 ②ツ反で陰性者のみBCGを受ける。 ③春(一回)		
インフルエンザ	①三歳以上の人 ②一週間以上おいて二回 ③秋		
日本脳炎	①三歳から十五歳までに基礎免疫(はじめの年 に二週間おいて二回、翌年一回の追加接種) のできている人は、おむね三年に一回 以後十六歳以上で基礎免疫のできている人はお むね三年に一回 ②初夏		
その他の注意	①予防接種を受けた前後の二～四週間は他の予防 接種は受けられません。 ②計画性をもってなるべく早い時期に受けましょ う。 ③接種当日は母子手帳を持参のこと。		



不妊症のお話 (9)
折尾田中産婦人科医院長 田中 壮介

体外授精という、今まで想像もできない新しい医術が急速に発展したのは、何故でしょうか

結局は、英国のエドワード博士の粘り強い研究によって完成されたわけです。今まで精子の研究は材料が豊富で、採取が簡単なので、随分進んでいます。

一方、人体の卵は採取が難しいので神秘の幕に包まれて、研究は遅れていました。

ところが、腹腔鏡というものが発明されて、先端に鏡のついた細い管を、麻酔をし腹の中に挿入して光を送ると、卵巣の様子が手に取るようになります、排卵寸前の成熟卵胞から卵を吸い取る事が出来ます。つまり、開腹術をしなくても自由に卵巣、卵管が操作出来るようになりました。

それに加えて、超音波装置、基礎体温曲線、卵胞ホルモンの定量などを併用すると、排卵の時期が秒読み出来る時代になりました。

今後の見通しは如何ですか

男性は正常で、婦人の卵管が閉鎖している不妊夫婦が日本には約十万人組むと言われ、この人達には福音をもたらすでしょう。

体外授精の成功率は、どうでしょうか

いまだ研究の段階で、技術的に完成されたものでないため、効率は良くありません。

そして当業者には忍耐を要し、費用の嵩むのも欠点です。

紙上では、脳死の判定と適用について論ぜられています

が、体外授精も監視する必要がありますね

全くです。試験管で受精卵が簡単に作れる時代になり、極端な例を言いますと、結婚しなくても卵子も精子も他人のものをを使い、自分の好みに合った受精卵を作り、これを子宮内に入れることができるのです。これが悪用されること人間社会が根底から破壊されるので、厳重な実施規則が義務づけられています。

（つづ）

4月のし尿収集予定表

収集日	大型車収集地区	小型車収集地区
1(火)	西町、浅木の一部	尾崎、若松、虫生津、上別府(花園)
2(水)	東町	広渡
3(木)	虫生津(新屋敷を含む)、東町	別府、木守
4(金)	月2回収集家庭	月2回収集家庭
5(土)	月2回収集家庭	月2回収集家庭
7(月)	虫生津、木守	
11(金)		別府、上別府(高家)
14(月)	旧停、鬼津、若松	
15(火)	旧停	
16(水)	遠賀川	鬼津
17(木)	遠賀川、新町	別府、鬼津(小島掛)、千代丸
18(金)	新町	島津、老良、上別府
19(土)	月2回収集家庭	月2回収集家庭
21(月)	広渡(中牟田)、別府、新町(ユニード前通り一部)	
22(火)	鬼津、若松、別府(高瀬)	
23(水)	上別府、浅木、虫生津、別府	鬼津、若松、松ノ本、道官
24(木)	今古賀、尾崎	
25(金)	上別府、木守、鬼津、若松	
26(土)	浅木	老良
30(水)	若葉台、道官、堂塔寺	浅木、鬼津(小島掛)、尾崎(蟹喰)、今古賀、島津

4月のゴミ収集予定表

燃えるゴミ	木片類、竹類、木の葉、魚などのバック、残飯類、新聞、雑誌、布きれなど
月曜日と木曜日 3日、7日、10日 14日、17日、21日 24日、28日	島津、若松、鬼津、尾崎、千代丸、広渡、道官、松ノ本、上別府、虫生津、若葉台、芙蓉、東町、西町、老良
火曜日と金曜日 1日、4日、8日 11日、15日、18日 22日、25日、29日	別府、今古賀、遠賀川、新町、旧停、中央、木守、浅木、東和苑、広渡の一部、上別府の一部
粗大ゴミ (大型家庭ゴミ)	家具、建具、テレビ、冷蔵庫、ふとん、マット、ベット、机、いす、自転車など
9日 (水)	鹿児島本線から北側地区
23日 (水)	鹿児島本線から南側地区
燃えないゴミ	陶器類、プラスチック類、ゴムなど
9日、23日	町内全域
ビン・カン類	あきカン、あきビン
26日 (土)	町内全域

元気な赤ちゃん



広渡1835番地

安増 理恵ちゃん
(信秀 さんの長女)

昭和60年9月18日生

「オギャー」と生まれた時から、パパとママの写真撮りが始まりました。泣いた顔、笑った顔どれも元気一杯です。お風呂とおんぶが大好き。健康で心やさしい女の子に育つよう頑張ります。



広渡1749番地の6

湯浅 慎太郎くん
(貞幸 さんの長男)

昭和60年5月21日生

はじめまして、慎太郎です。僕はお散歩が大好き。きげんが悪くても、お外にでるとたちまち笑顔に。生まれて今日まで少々ためできてるけど動作はすばやいんだよ。



島津618番地の2

矢野 愛恵ちゃん
(英昭 さんの長女)

昭和60年4月23日生

生まれた時はジャンボbaby。食欲旺盛、いたずら大好き。毎日アンヨの練習したり、色々な芸をしては、みんなを喜ばせている家中の人気者です。チャームポイントはエクボ、よろしくね。

「元気な赤ちゃん」の

参加者を募集しています

広報「おんが」では、「元気な赤ちゃん」の参加者を募集しています。

希望者は、官製はがきに住所・父母の氏名・赤ちゃんの名前(読みがなをふまえて)と生年月日・電話番号を記

入の上、遠賀町役場企画調整課「元気な赤ちゃん係」宛お出しください。

対象は一歳未満の赤ちゃんです。で、お早めに。

なお写真は、係が撮影に伺います。



狂犬病予防注射

飼い犬は、生後91日から年1回の登録と狂犬病予防注射を受けなければ飼うことはできません。

次の日程で、昭和61年度の登録と、予防注射を行います。近くの会場を受けてください。

登録料と注射料あわせて4,300円が必要です。

なお、不用犬はどの会場でも引取ります。

▽日時と場所

4月1日・島津公民館

(火) 10時～10時20分

道宮公民館

10時30分～10時50分

若松公民館

11時～11時40分

別府公民館

13時30分～14時25分

上別府公民館

14時45分～15時10分

4月2日・鬼津公民館

(水) 10時～10時45分

尾崎公民館

11時5分～11時40分

広渡公民館

13時30分～15時

4月3日・虫生津公民館

(木) 10時～10時35分

東町公民館

10時55分～11時20分

芙蓉公園

11時35分～11時50分

木守公民館

13時30分～14時25分

千代丸公民館

14時45分～15時

4月4日・老良公民館

(金) 9時30分～10時

浅木公民館

10時15分～11時45分

遠賀町公民館別館

13時30分～15時

4月5日・松ノ本公民館

(土) 10時～11時30分

4月19日・役場車庫前

(土) 10時～11時30分

▽料金 四千三百円



犬にかまれないために

○知らない犬、なれていない犬には手を触れないようにしましょう

○犬がいても急に走ったり逃げたりしないで、ゆっくり通りぬけましょう

○食事をしている犬には近づかないようにしましょう

○こどもをつれた犬には、近づかないようにしましょう

4 月 上 期 の 遠 賀 町 主 要 行 事 表

日 曜	行 事 内 容	時 間	実施会場	担当係名	対象や終了時間など	詳 細	
3/26 し 1	水 火 ツベルクリン反応検査 申込み受付	8:30~17:00	<申込先> 役場 保健衛生係	保健衛生係	一度もツベルクリン反応検査とBCGを受けていない 生後3ヵ月~48ヵ月児	7ページ	
1	火	国民健康保険証切り替え	8:30~16:30	役場 玄関	国保年金係	今使用中の保険証と印鑑を持参のこと	前号 10ページ
		狂犬病予防注射	10:00~10:20 10:30~10:50 11:00~11:40 13:30~14:25 14:45~15:10	島津公民館 道官公民館 若松公民館 別府公民館 上別府公民館	保健衛生係	料金は4,300円 不用犬はどの会場でも引取ります。	9ページ
2	水	乳 児 相 談	9:30~10:30	役場保健室	保健衛生係	生後7ヵ月~12ヵ月児	7ページ
		狂犬病予防注射	10:00~10:45 11:05~11:40 13:30~15:00	鬼津公民館 尾崎公民館 広渡公民館	保健衛生係	料金は4,300円 不用犬はどの会場でも引取ります。	9ページ
		ツベルクリン反応検査	<受付> 13:10~14:00	中央公民館	保健衛生係	生後3ヵ月~48ヵ月児で 問診票受領者	7ページ
3	木	狂犬病予防注射	10:00~10:35 10:55~11:20 11:35~11:50 13:30~14:25 14:45~15:00	虫生津公民館 東町公民館 芙蓉公園 木守公民館 千代丸公民館	保健衛生係	料金は4,300円 不用犬はどの会場でも引取ります。	9ページ
		男子バレーボール競技 監督会議	19:30~	勤労者体育 センター	体 育 係	申込チーム監督 21時30分終了予定	
4	金	狂犬病予防注射	9:30~10:00 10:15~11:45 13:30~15:00	老良公民館 浅木公民館 公民館別館	保健衛生係	料金は4,300円 不用犬引取ります。	9ページ
		BCG予防接種	<受付> 13:10~14:00	中央公民館	保健衛生係	ツベルクリン反応検査 陰性者のみ	7ページ
4 し 10	金 木	三種混合予防接種 申込み受付	8:30~17:00	<申込先> 役場 保健衛生係	保健衛生係	生後24ヵ月~48ヵ月児 印鑑持参のこと	7ページ
5	土	小・中 学 校 始 業 式					
		狂犬病予防注射	10:00~11:30	松ノ本公民館	保健衛生係	料金は4,300円 不要犬引取ります。	9ページ
7	月	妊 婦 相 談	13:20~	役場保健室	保健衛生係	妊産婦 15時30分終了予定	7ページ
8	火	島門小学校入学式	10:00~	同校体育館	学 務 係	入学予定者86人	
		浅木小学校入学式	10:00~	同校体育館	学 務 係	入学予定者93人	
		広渡小学校入学式	10:00~	同校体育館	学 務 係	入学予定者52人	
9	水	乳 児 相 談	9:30~10:30	役場保健室	保健衛生係	生後3ヵ月~6ヵ月児	7ページ
		遠賀中学校入学式	10:00~	同校体育館	学 務 係	入学予定者159人	
		遠賀南中学校入学式	10:00~	同校体育館	学 務 係	入学予定者105人	
10	木	老人クラブ会長会	9:30~	老人憩の家	福 祉 係	各地区老人クラブ会長	
		心配ごと相談	13:00~16:00	公民館別館	福 祉 係	相談内容は㊟で料金無料 お気軽にどうぞ	
11	金	三種混合予防接種	13:10~	中央公民館	保健衛生係	生後24ヵ月~48ヵ月児で 問診票受領者	7ページ
13	日	男子バレーボール競技	8:40~	勤労者体育 センター・ 南中学校	体 育 係	各地区対抗 応援をお願いします	
15	火	民生児童委員会	9:30~12:00	役場第2会 議室	福 祉 係	民生児童委員	

住民参加による 活力ある町行政をめざして

特集

遠賀町行政改革

厳しい財政事情の中、新しい時代の要請に的確に 대응する簡素かつ効率的な町行政の実現をめざし、遠賀町行政改革推進委員会（中山包久会長外十四人）が昨年六月発足し、二十二回にわたる全体会議、分科会で精力的に審議が行われ、十一月十三日、「事務事業の見直し」「組織・機構の簡素合理化」「給与の適正化」などを内容とする行革案をまとめ、町長に答申されました。この答申を受けて、遠賀町行政改革推進本部（本部長・柴田貫蔵町長、十五人）では、答申を十分に尊重し慎重に検討を行い、大綱をまとめました。以下、遠賀町行政改革の答申および大綱を原文のまま紹介します。

遠賀町行政改革 答申

我が国経済は、二度にわたる石油危機を無事乗り切りはしたものの、国、地方の財政は社会経済情勢が大きく変化するなかで巨額の借財を抱えるに至った。

本町においても、住民の高齢化等による行政需要の増大と一方では低成長化による財政収入の伸びの鈍化等により、行財政運営についてはまさに厳しいものがあり、過去において組織機構を改革し、無駄な出費を極力おさえるよう努力を重ねられて来たが、さらにこの苦しい財政下において新時代の要請に 대응する行財政運営の確立が求められる。

こうしたなかで、国の「地方公共団体における行政改革推進の方針」の通達に基づき、本町においても遠賀町行政改革推進委員会が昭和六十六年六月四日設置され、住民から見た町行政全般にわたる制度及び運営についての意見を町長から求められた。

当委員会は、発足以来今日まで約六ヶ月にわたり、全体会議を十六回、又分科会を設け各々六回と精力的かつ慎重に審議を重ねて来た。

当委員会の審議事項は、町行政全般にわたるものであり、現下の厳しい社会情勢に即応し、又新しい時代の要請に的確に 대응する簡素かつ効率的な町行政の確立を基本理念に置き、当面措置すべきものと考えられる事項や今後の検討課題を示し、本町行政改革についての答申とすることにした。

町当局においては、この答申の趣旨を充分理解の上、その内容の実現に向けて真剣かつ強力に取り組まれるよう期待する。

なお、答申は次の項目ごとにまとめることとした。

- 1 事務事業の見直し
- 2 組織機構の簡素合理化
- 3 給与の適正化
- 4 定員管理の適正化
- 5 民間委託、O A化等事務改革の推進
- 6 公共施設の設置及び管理運営の合理化

行政改革の具体的な改善方策

1、事務事業の見直し

社会経済情勢の変化に伴って行政需要が複雑多様化するなかで、これを的確に受け止め住民福祉の向上に寄与するため、最小の経費で最大の効果をお

(1) 事務事業の改善

① 総務課

イ 常備消防設置等により消防団員の定数縮減を図る。

ロ 選挙事務の超過負担の解消及び投票所のバランス等から投票区の見直しを行い縮減を検討すること。

③ 住民課

イ 自主納税の原則がかなり定着しており、納税組合を通じて納入する一部の住民にだけ助成するのは不公平ともいえるので奨励規程を廃止する

④ 福祉課

福祉の後退はやるべきでないが過剰なものは廃止し、又は民間委託を推進すべきである。

② 企画調整課

イ 政策決定機能、課間の調整機能の強化を図るため庁議を規程化する。

ロ 建設工事指名審査委員会の設置
ハ 会計システムの二元化、標準化を図るため記帳会計から票簿会計への移行を検討する。

ニ 区長会の見直しを行い会議日数の縮減を図る。

⑤ 衛生課

ニ 浄化槽の放流河川等を緩和の方向で検討し、雑排水については在来分に溜樹等を設置する。

⑤ 産業課
イ 商工行政を強化し、地域経済の活性化を図る。

ロ 農業者に対する行政指導の強化と意識の高揚を図る。

⑥ 建設課

イ 街路計画について現実的なものに見直しを行い、容易なものから用地を先行取得して、道路行政に対する姿勢を示すべきである。

ロ 用地買収価格の適正化を図る。

ハ 河川護岸、道路法敷管理の強化を図り違法占拠についての適正指導をすること。

ニ 違反建築の取締り、国土調査時の測量誤差については早急に修正整備されたい。

⑦ 教育委員会

イ 給食センターについては職員の内

(2) 補助金等の整理合理化

補助金等は住民福祉の向上や地域の発展等を図るため行政施策の有効な推進手段として、重要な機能を果たしている。

しかしいったん制度化されると受ける側は既得権として受け止め、一方行政も従来からの慣習として安易に支出する傾向にある。そこで次のような視点に立つて見直しを行うべきである。

然退職後の補充はパートとし、効率的な運営を図ること。なお給食のない日は他の業務に従事するよう努めること

・ 稼働日数以外の余剰期間の労務を考慮し、労使双方協議の上適材適所に配置のこと。

・ 給食委員会の決定事項を尊重のこと。

ロ 給食費については賄材料費の全額を保護者負担とすること。

ハ 社会教育の実践活動と運営の方法を検討し、体育行事については本来の行政事務のみを町で行い、各種競技会、大会等については体育協会へ移管すること。

⑧ その他

イ 今古賀区画整理事業の早期促進を図るため指導と助言に努力すること

ロ 炭住の改善について考察すること

① 改善合理化

イ 交付基準の明確化

(目的、理由、根拠、額算定式等)

ロ 審議、決定システムの確立

(立案、廃止、統合等の検討機関)

ハ 管理体制の充実

(チェック、フォローによる効果把握)

② 整理、見直し

(必要性、公平度、達成度、効果等)

を勘案)

なお、このような見直しについて

は、次のような基準を設定して実施すべきである。

補助金等の見直し基準

1 廃止すべきもの

(1) 既に所期の目的を達成したと思われもの

(2) 社会経済情勢の変化に伴い補助対象事業が実情に合わなくなったもの

(3) 民間団体の自主活動にゆだねるべきもの

(4) 終期が到来したもの

2 縮小すべきもの

(1) 事業の縮小されたもの

(2) 効果のうすれたもので直ちに廃止することが困難なもの

(3) 受益者負担を原則に団体の自立を促し、縮減が図られるもの

3 統合、メニュー化すべきもの

目的、効果の類似補助金が複数ある場合には可能な限り統合、メニュー化を図る。

4 終期の設定をすべきもの

奨励的な補助金については、終期を設定する。

5 組織、運営等の見直しをすべきもの

(付記)

新規補助金等は、見直し基準の趣旨に沿って、真に必要なものに限定すること。

右記見直し基準に基づいて見直しを行った結果、整理合理化を要する補助金は次のとおりである。

1 廃止すべきもの

- ・ 議員互助会補助金
- ・ 働く友の会補助金
- ・ 防犯組合補助金
- ・ 老人会長会研修補助金
- ・ 敬老年金交付金
- ・ 米麦加工改良組合補助金

(3) 使用料、手数料の改定

イ 町税督促手数料
負担の公平を期するため適正な額に見直すこと。

ロ 町営住宅使用料

2 縮小すべきもの

- ・ 遺族会補助金
- ・ 同和対策研修助成金
- ・ 学童保育運営補助金

3 統合、メニュー化すべきもの

- ・ 生活相談員活動助成費
- ・ 衛生思想普及奨励補助金

4 終期の設定をすべきもの

- ・ 子供会育成会補助金
- ・ ボランティアの会運営費補助金

5 組織、運営等の検討を要するもの

- ・ 夏まつり補助金
- ・ 保育所運営費及び教職員研修補助金

助成金

- ・ 幼稚園運営費及び教職員研修補助金
- ・ 青少年育成町民会議補助金
- ・ 婦人会補助金
- ・ 職員研修補助金

助成金

受益者負担の原則と住宅の適正管理の見地から近隣を調査のうえ適正な額とされること。

2、組織機構の簡素合理化

本庁の組織機構は、行政需要の変化に対応するよう機構の簡素効率化と行政運営の適正化を目的に昭和五十九年中に大幅な見直しを実施し、今日に至

(1) 組織機構の改善

- ① 改廃、統合
 - イ 企画調整契約検査係を廃止し、各所管に編入
 - ・ 機構の適正な維持については別途検討し、内規で規定する。
- ② 強化、設置
 - イ 産業課産業係を廃止し、新たに農政商工係を設置
 - ・ 農政とともに商工行政の強化をはかる。
 - ロ 総務課人事係の強化
 - ・ 職員の計画的採用、人事考課及び研修を充実強化する。
 - ハ 企画調整課企画調整係の強化
 - ・ 企画調整業務の充実強化をはかる。

- ・ 法人化によって専任の優秀な人材を確保し、組織の強化をはかる
- ③ 廃止又は検討
 - イ 長期的な展望に立った地域改善室の在り方
 - ・ 将来社会教育における同和教育との統合を検討する。
 - ロ 霊園、土地開発公社の職員併用業務について
 - ・ 特別会計の主旨にのっとり業務と人件費との関係を明確にする。
 - ハ 住民サービスの向上、充実をはかる
 - ・ 行政改革のメリットが住民に充分浸透するよう組織業務を全般的に見直し、住民サービスの向上、充実をはかる。

(2) 審議会等

- ① 廃止すべきもの
 - イ 同和对策審議会(昭和57年度答申による問題点があり再度見直しが必要である)
 - ロ 健康づくり推進委員会(所期の目的を達成し、食生活改善推進委員会で対応)
 - ハ 西川改修期成同盟会(既にその役割を果たした)
- ② 委員構成等の改善をすべきもの
 - ・ 委員の数は必要最小限度とし、極力縮減する。
 - ・ 構成員の特定化や重複を是正する。

- 2 職務分掌に基づく運営の確立
 - ・ 権限と責任を明確にし、下意上達のシステムの確立をはかる。
- 3 生きがいのある町づくりへの住民参加システムの検討推進
 - ・ 人材バンク、ボランティアバンク等の組織化により、文化活動や地域環境の美化を推進する。
- 4 広域行政事務組合における行革の推進
 - ・ 行革の主旨にのっとり、事務組合においても積極的に組織の簡素合理化につとめる。
- 5 各種行政委員会の適材人選
 - ・ 現在の各種行政委員会等は当て
- 6 職務分掌に基づく運営の確立
 - ・ 権限と責任を明確にし、下意上達のシステムの確立をはかる。
- 7 遠賀郡農業振興連絡協議会について
 - ・ 遠賀郡農産物振興協議会と合併して簡素合理化に努める
- 8 議会の会期短縮
 - ・ 常任委員会、特別委員会の審議のあり方を検討し会期を短縮する

3、給与の適正化

本町の給与の現状ではラスパイレシ度107・4と低下しているが、なお引続指数は五十八年度108・5、五十九年度107・4と低下しているが、なお引続指数は五十八年度108・5、五十九年度107・4と低下しているが、なお引続

(1) 給与水準の是正

- ・ 職員の初任給、学歴、年齢勤続年数能力等に基づき長期的な展望にたつて給与の調整適正化に努める
- ・ 職員の活性化をはかり、又給与の格差是正のため特別昇給制度の採用を検討する。

(2) 特殊勤務手当

- ・ 原則としてない方が望ましいが現在あるものについては検討の上極力廃止に努める。

〔提言〕

- 1 行政区の見直し
 - ・ 現在の二十二区制を見直し、一行政区三百〜四百とし、世帯の標準を設定し、再編成に当たっては道路河川等を境界にして分かり易い線引を行う。
- 2 都市計画審議会
 - ・ 青少年補導委員会
- 3 公民館運営審議会
 - ・ 食生活改善推進委員会
- 4 土地開発公社理事會

ホ 社会福祉協議会の強化

ニ 体育協会の強化

- ・ 各種スポーツ競技選手の高育成をする一方、レクリエーションを中心とする同好会組織の充実をはかる。

(3) 退職手当の適正化

現在の退職手当率七十七カ月に
よつては早期に適正な水準になる
よう努める。

(4) 嘱託及びパート(臨時)の給与

・嘱託については、業務内容に適
合した給与のあり方を検討する。
・パート(臨時)については適正
な格付けに努める。

〔提言〕

- 1 職員給与の実体を住民に公表する
- 2 町三役の給与、議員の報酬につ
いては将来とも適正な給与(退職金を含
め)報酬を設定する。

4、定員管理の適正化

本町条例による職員定数は94名であ
るが、現状では職員85名と嘱託13名
(内非常勤2名を含む)計98名となっ
ている。これを類似団体と比較してみ
ると民生保育関係で約30名、衛生関係
で8名、教育幼稚園関係で約10名計約
48名が一部事務組合、私立等の仕組に
よつて少なくなつてゐる。従つてこれ
を正職員に算入すれば145名となる。
又類似団体では住民千人当たり職員
は9・78人であるが本町では6・2
人、145名としても9・3人となり、
本町の場合定員としては決して多いと
は考えられないが運営面では次のよう
な事が望ましい。

(1) 適正なる定員

行政に対応した人事管理につとめ、
以下の定員で運営するとともに定期採
用を推進し、年齢構成の改善をはか
る。

(2) 嘱託のあり方

恒常的業務については特別の場合を
除き、原則として正規職員として採用

する。

(3) 外郭団体の育成強化

適正な定員を維持するため、外郭団
体の育成強化をはかる。(組織構成の
簡素合理化の項参照)

〔提言〕

- 1 人事管理の推進
- 2 議員定数

・将来人口が増加しても現状程度
で運用されることが望ましい。

5、民間委託、OA化等
事務改革の推進

高度情報化時代を迎え、地方公共団
体においてもOA機器が積極的に導入
されているところである。
本町においては電算プロジェクトチ
ームが編成されてその導入について検
討がなされており、現状では税関係、
給与等について一部民間委託で効率的
な運用がなされている。一方庁舎をは
じめ各施設の警備、清掃等の管理につ
いても民間委託に取り組んでおられる
が、今後なお一層の合理化に努められ
たい。

(2) OA機器の
導入

・将来事務処理の合理化として機
能の向上をはかるため早期にパン
ク

〔提言〕

行政効率と住民サービスの向上をは
かるためOA化の推進については推進
体制を整備し、職員の研修に積極的
に取り組んでいくべきである。

(3) 職場風土の
改善

・職場規律の充実と共に小集団活
動(QCサークル等)や改善提案
制度を導入して職員の活性化と行
政水準の向上をはかる。

6、公共施設の設置及び
管理運営の合理化

現状の公共施設については、多角的
に有効利用され管理面でも民間委託を
して運営されているが、なお次の点に
充分考慮が望ましい。

(1) 施設の新設のあり方

・新設は極力取り止める。止むを
得ず設置する場合は複合化した多
目的有効利用が可能な施設にする
・新設案件のものは、設置が真に
必要か否かを充分検討する。

(1) 広域行政に
おける事務改善

・将来広域的な事務処理の合理化を
はかるためOAの統一化を推進する。

(2) 施設管理のあり方

・施設管理組合等を設け、在来の公共施設の総括的管理の検討推進

おわりに

当委員会は、以上のとおり「遠賀町行政改革の推進について」とりまとめたものを答申した。

ここに答申した諸方策を有効あるものにするためには、まず町長のリーダーシップと町政をなう町職員の意識及び行動の改革が重要であることは言

する。

うまでもないが、同時に、行政改革は住民生活に深いかかわりを有するものであり、行政のみの努力で達成されるものではない。町議会、関係団体をはじめ、町民各位の理解と協力があってはじめて達成されるものであり、これらの総力を結集して実りある行政改革を実施されたい。



我が国経済は、高度成長時代から安定成長時代に移行し、国・地方を通じ厳しい財政運営を余儀なくされている。このため本町では、昭和五十六年度以降学校事務員の廃止、学校用務員の嘱託化をはじめ組織機構の統廃合や電算委託等を実施してきたところである。

このような厳しい行政環境のなかで多様化する行政需要に対応しつつ、地域社会の活性化及び住民福祉の増進を図り住民参加による活力ある町行政を構築する必要がある。

したがって本行政改革は「最小の経費で最大の効果をあげる」という行政運営の基本原則にのっとり行政の簡素・効率化を図り新時代の要請に的確に対応していくため、このたび行政改革推進委員会の答申を受け、この答申の趣旨を最大限に尊重し、概ね三年間で取り組む本町行政改革の実施方針を定めるものである。

本町の行政改革は、この大綱に沿って住民サービスの向上と行政運営の活性化を目指し積極的に推進していくものとする。なお時代の進展に適切した行政改革の推進を図るため逐次見直しを行うものとする。

1、事務事業の見直し

(1) 事務事業の簡素効率化

① 総務課

イ 消防団員の定数減(昭和61年度以降)

・団員の退団後は改正後の定数に至るまで不補充。

ロ 選挙投票区の見直し(昭和61年度)

・超過負担の解消と投票所のバランス等から投票区を4から3に見直しを行う。

② 企画調整課

イ 庁議の規程化(昭和61年度)

・政策決定機能・課間の調整機能を図る。

ロ 建設工事指名審査委員会の設置(昭和61年度)

ハ 財務会計事務の見直し(昭和61年度)

・システムの二元化・標準化を図るため簿籍会計を実施する。

ニ 区長会の見直し(昭和61年度)

・定例会の開催を隔月とする。

③ 福祉課

イ 敬老会のあり方(昭和62年度)

・地域住民の敬老意識涵養のため区において実施することについて検討する。

ロ 敬老年金の廃止(昭和62年度)

・老人生きがい対策事業の新規事業に振り替えるべく検討する。

ハ し尿浄化槽の河川放流等を緩和す

(2) 補助金等の整理合理化

厳しい財政事情の下で、限られた財源を重点的・効率的に活用するため、補助金等を見直しを行い、その整理合理化を推進する。

補助金等を見直しについては「補助金等を見直し基準」(別紙)に基づいて実施する。

① 廃止すべきもの

・議員互助会補助金(昭和61年度)

・働く友の会補助金(昭和61年度)

・防犯組合補助金(昭和62年度)

・老人会会長研修補助金(昭和63

年度以降)を検討する。

④ 建設課

イ 河川護岸・道路法敷管理の強化及び不法占拠の適正指導を図るため専任職員を配置する。(昭和61年度)

⑤ 教育委員会

イ 給食センター職員について稼働日数以外の余剰期間は他の業務に従事する等を見直しを行う。(昭和61年度以降)

ロ 給食賄材料費は全額保護者負担とする。(昭和61年度)

ハ 体育行事の一部を体育協会へ委託並びに委託する。(昭和61年度)

年度

・米麦加工改良組合補助金(昭和61年度以降登録事務の廃止時)

・町青壮年部補助金(昭和61年度)

度

・ハトムギ種子補助金(昭和61年度)

度

・椎茸組合補助金(昭和61年度)

・消火訓練助成金(昭和61年度)

・PTA連絡協議会助成金(昭和61年度)

・遺族会補助金(昭和61年度)

② 縮小すべきもの

- ・老人クラブ補助金(町単独分)
(昭和61年度)
- ・青少年育成町民会議補助金(昭和61年度)
- ・同和対策研修助成金(昭和61年度以降検討)
- ・学童保育運営補助金(昭和61年度以降検討)
- ・衛生思想普及奨励補助金(昭和61年度より衛生思想普及活動補助として実施区のみ対象)

- ③ 終期の設定をすべきもの
・子供会育成会補助金(昭和63年度)
- ・ポランティアの会運営補助金(昭和63年度)
- ④ 組織・運営等の見直しを要するもの
・婦人会補助金(昭和61年度以降)
- ・全町的な婦人組織育成の強化を図る
- ・職員研修補助金(昭和61年度以降研修のあり方を検討する)

(3) 使用料・手数料の改定

- ① 町税等督促手数料を現行の百円から二百円に改正し、その他手数料についても検討する。(昭和61年度)
- ② 町営住宅使用料については、昭和61年度調査検討する。

2、組織機構の簡素合理化

(1) 組織・機構の改善

- ① 企画調整課契約検査係を廃止し、各所管に編入する(昭和61年度)
- ② 企画調整課の名称を企画課とする(昭和61年度)
- ③ 給食センター係を学務課政商工係とする(昭和61年度)
- ④ 学務課の名称を学校教育課とする(昭和61年度)
- ⑤ 産業課産業係の名称を農政商工係とする(昭和61年度)

- ⑦ 体育協会及び社会福祉協議会の組織の強化を図る(昭和61年度)
- ⑧ 総務課人事係を強化し、職員的人事考課及び研修の充実を図る(昭和61年度)

(2) 審議会等

- ① 廃止すべきもの(既にその役割を果たした)
・健康づくり推進委員会(昭和61年度)
- ・西川改修期成同盟会(昭和62年度)
- ② 運営改善すべきもの(委員数を縮減し適正化を図る)
・都市計画審議会(昭和61年度)
- ・公民館運営審議会(昭和61年度)
- ・土地開発公社理事會(昭和62年度)

3、給与の適正化

- ① 給与については当面、人事院勧告に基づく給与改定を実施し、昭和61年度以降具体的計画を策定し、適正化に努める。
- ② 次の特殊勤務手当を廃止する。(昭和61年度)
● 家畜死体処理勤務手当
- 庁用自動車運転勤務手当
- 工事の設計又は監督に従事する職員及び現場業務に従事する職員の勤務手当
- ③ 退職手当を国公に準じて改正し昭和62年4月1日より適用する。

4、定員管理の適正化

人事管理の強化に伴って今後一層定員管理の適正化を図る。

5、OA化の推進

高度情報化時代に対応するため、昭和六十一年度以降電算導入の検討をしていく。

6、公共施設の管理運営の合理化

公共施設の総括的管理について昭和六十一年度に検討する。

7、職員の志気の高揚

職員の活性化と行政水準の向上を図るため、次の諸方策を推進していく。
① 県等への派遣を積極的に実施する。

- ② 職員研修の充実強化を図る。
- ③ QCサークルや職員提案制度を導入する。
- ④ 職員の職務に対する責任と自覚を促すため下意上達の確立を図る。